

市県民税 (国民健康保険税など)

市県民税について 税務課市民税係 ☎ 63-1342
 所得税について 玉名税務署(個人課税) ☎ 72-2125

令和3年度 (令和2年分) 申告のご案内

申告は前年中の所得金額や所得控除額などにに基づき、市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを算出する基礎となります。また、さまざまな手続きで必要になる各種証明発行(所得証明など)にも必要です。準備はお早めに、忘れずに申告してください。

住民税申告書・収支内訳書・医療費明細書は次の施設にあります
 税務課、メディア交流館、小岱工芸館、みどり蒼生館、万田炭鉱館、中央公民館、市民サービスセンター

新型コロナウイルス感染症対策 /

申告相談会場に行かなくても申告ができます!

郵送による申告

確定申告書様式は国税庁ホームページ、住民税申告様式は市ホームページにも掲載しています。

電話での申告 (収入無し・非課税年金・収入のみの人)

税務課市民税係 (☎ 63-1342) にご連絡ください。
 ★非課税年金…遺族年金や障害年金など
 ※電話での申告は今回のみの実施です。

e-Taxによる申告

マイナンバーカードを持っていない人も申告書の作成は可能です。印刷したものを郵送か、持参してください。マイナンバーカードを持っている人は、パソコン(要カードリーダー)やスマートフォン(一部対象外あり)で申告できます。

申告に必要なもの

- 事業所得がある人は、帳簿や決算書など収支内容を確認できるもの
- 給与・公的年金の源泉徴収票(原本)
- 医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書(医療を受けた人ごと、かつ医療機関ごとに合計額を計算したもの)や、医療費のお知らせ
- 寄附金控除を受ける場合は、受領書や領収書
- 所得税の還付申告の場合は、本人の金融機関と口座番号が分かる通帳など

- 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳など
- 社会保険料控除を受ける場合は、社会保険などの支払証明書か領収書。または、国民年金保険料控除証明書か領収書
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合は、保険会社から発行される生命保険や地震保険の控除証明書
- 個人番号確認書類と身元確認書類(詳しくは下記をご覧ください)

◎マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている人は…
 マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

◎マイナンバーカードを持っていない人は…

個人番号確認書類
(本人のマイナンバーを確認できる書類)

- 通知カード(カードの記載事項から変更がない場合)
- 住民票の写しか住民票記載事項証明書(ただし、マイナンバーの記載のあるものに限ります)などのうちいずれか一つ

身元確認書類
(記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか一つ

申告フローチャート

申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。申告が必要かどうか判断にご活用ください。

▼年齢は令和3年1月1日現在でお考えください。
 ▼特例の適用などによってはフローチャートに沿わない場合もあります。ご不明な点は問い合わせください。
 ※チャート中の「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは収入から計算して割り出す金額です。

※所得についての詳細は、税務署、市役所などで配布している申告の手引きをご覧ください。

所得税の還付を受けるには、チャートに関わらず必ず確定申告が必要です。

